

類型指定見直しの対象となる湖沼の整理・検討について

水大気環境課

1 概要

現在、類型指定されている 14 湖沼（国が指定する味噌川ダムを除く。）のうち、類型指定の見直しに係る告示、通知等に基づき、水域の利用状況、水質の現況等を整理した別添の検討結果一覧表により、今後の類型指定及び達成期間の見直しの検討対象とする湖沼の選択、絞り込みを行う。

2 類型指定見直し対象湖沼の選択・絞り込みの考え方

類型指定見直し対象湖沼の選択・絞り込みに当たっての基本的な考え方は以下のとおり。

(1) COD

既に類型指定済みの 14 湖沼を対象に、現状の類型指定及び達成期間の見直しについて、検討の必要性を判断する。

ア 類型指定

類型指定の見直しの必要性について、以下の 2 項目により整理し判断する。

- 利用状況の変更の有無
- 上位類型の環境基準の達成状況

イ 達成期間

直近 10 年間の水質による環境基準達成状況、現状、水質のトレンド等から判断する。

(2) T-P

ア 類型指定済み湖沼（5 湖沼）

既に類型指定済みの 5 湖沼（青木湖、中綱湖、木崎湖、諏訪湖、野尻湖）を対象に、現状の類型指定及び達成期間の見直しについて、検討の必要性を判断する。

(ア) 類型指定

類型指定の見直しの必要性について、以下の 2 項目により整理し判断する。

- 利用状況の変更の有無
- 上位類型の環境基準の達成状況

(イ) 達成期間

直近 10 年間の水質による環境基準達成状況、現状、水質のトレンド等から判断する。

イ 類型指定未指定湖沼（9 湖沼）

類型が未指定の 9 湖沼（猪名湖（松原湖）、女神湖、大座法師池、丸池、琵琶池、みどり湖、美鈴湖、白樺湖、蓼科湖）を対象に、類型指定の要件の該当状況を基に、新規指定について、検討の必要性を判断する。

(ア) 新規類型指定

【類型指定要件】

- ① 湖沼における水の滞留時間が4日以上
- ② 排水基準適用の有無（磷含有量規制対象湖沼）※参考資料 参照
- ③ 特定施設の有無（水質汚濁防止法及び条例に係る特定施設）

(2) T-N

ア 類型指定済み湖沼（1湖沼）

既に類型指定済みの1湖沼（諏訪湖）を対象に、現状の類型指定及び達成期間の見直しについて、検討の必要性を判断する。

(ア) 類型指定

類型指定の見直しの必要性について、以下の2項目により整理し判断。

- 利用状況の変更の有無
- 上位類型の環境基準の達成状況

(イ) 達成期間

直近10年間の水質による環境基準達成状況、現状、水質のトレンド等から判断する。

イ 類型指定未指定湖沼（13湖沼）

現在、類型が未指定の13湖沼（諏訪湖以外）を対象に、類型指定の要件の該当状況を基に、新規指定について、検討の必要性を判断する。
(当分の間適用しないとしている3湖沼（青木湖、中綱湖、木崎湖）も含む。)

(ア) 新規類型指定

【類型指定要件】

- ① T-P 0.02 mg/L以上（直近10年間の水質）
- ② N/P比20以下（直近10年間の水質）

3 検討結果

2による検討対象結果（事務局（案））は下記のとおり。
(詳細は検討結果一覧表参照)

類型指定見直し検討対象湖沼

■ 類型指定

COD : 野尻湖
T-P 指定済み : 野尻湖
未指定 : 丸池 琵琶池 みどり湖 白樺湖
T-N 指定済み : (該当湖沼なし)
未指定 : 丸池 琵琶池 白樺湖

■ 達成期間

COD (11湖沼) T-P (4湖沼) T-N (1湖沼)

COD

	湖沼名	類型	達成期間	水域利用状況 (類型指定時)			類型見直しの 必要性		COD 75%値 (mg/L)			達成期間 見直しの 必要性
				自然 環境 保全	水道 用水	水産 ※1	農 業 用 水	利 用 状 況 の 変 更	上 位 類 型 の 達 成	現状 (R3)	最小～最大 (H24～R3)	
1	猪名湖 (松原湖)	A 3.0mg/L	イ		○ (2級)	○	無	×	2.9	2.0～3.0	10/10	無
2	女神湖		イ			○	無	×	4.3	2.7～5.3	1/10	有
3	大座法師池		イ			○	無	×	3.8	2.9～5.2	1/9	有
4	丸池		□				無	×	0.9	1.3～2.6	10/10	有
5	琵琶池		□			○	無	×	1.7	2.0～5.3	8/10	有
6	みどり湖		イ			○	無	×	5.1	3.2～6.1	0/7	有
7	美鈴湖		イ			○	無	×	3.4	2.4～3.8	1/10	有
8	青木湖	AA 1.0mg/L	イ		○ (1級)	○	無	—	1.4	1.2～2.1	0/10	有
9	中綱湖		□		○ (1級)	○	無		1.9	1.4～1.9	0/10	有
10	木崎湖 (流出部)		□		○ (1級)	○	無		2.2	1.7～2.6	0/10	有
11	諏訪湖 湖心	A 3.0mg/L	ハ		○ (2級)		無	×	4.1	4.1～6.4 (全層)	0/10	無
	4.8								4.8～7.5 (全層)	0/10		
	5.5								4.2～7.2 (全層)	0/10		
12	白樺湖	A 3.0mg/L	□		○ (2級)	○	無	×	2.6	2.6～3.6	5/10	無
13	蓼科湖		□			○	無	×	1.9	2.0～2.9	10/10	有
14	野尻湖 湖心	AA 1.0mg/L	ハ	○	○ (1級)	○ (2級)	○	有 ※2	2.2	1.8～2.2 (全層)	0/10	有
	弁天島西									2.5	1.9～2.5 (全層)	

※1 水域利用状況（水産）：類型指定当時の漁業権設定等から最上位の水産区分を記載。

※2 平成17年に水道水源としての取水を廃止。1級から非該当に変更。

類型指定当時（S51）、ヒメマスの漁業権設定なし。

S59以降、漁業権が設定。区分は2級から1級への変更に相当。

T-P

No.	湖沼名	類型	達成期間	水域利用状況 (類型指定時)				類型見直し 必要性		T-P 年平均値 (mg/L)			達成期間見直し 必要性	類型指定要件			新規指定検討の 必要性			
				自然環境 保全	水道用水	水産 ※1	農業用水	利用状況 の変更	上位 類型の 達成	現状 (R3)	最小 ～最大 (H24 ～R3)	環境 基準 達成 状況 (H24 ～R3)		滞留 時間 4日 以上	排水 基準 適用	特定 施設 の有 無				
1	猪名湖 (松原湖)	/	/			○ (2種)	○	(無)			0.013	0.012 ～0.019			×	有	有	無		
2	女神湖							○	(無)			0.013	0.011 ～0.022			○	有	無	無	
3	大座法師池								○	(無)			0.009	0.010 ～0.021			○	有	無	無
4	丸池									(無)			0.043	0.036 ～0.047			○	有	有	有
5	琵琶池								○	(無)			0.032	0.016 ～0.033			○	有	有	有
6	みどり湖								○	(無)			0.029	0.028 ～0.032			○	有	有	有
7	美鈴湖								○	(無)			0.012	0.009 ～0.013			○	有	無	無
8	青木湖	I 0.005mg/L	イ			○ (1種)	○	無	—		0.004	0.004 ～0.010	7/10	無	○	有	無	—		
9	中綱湖	II 0.01mg/L	ハ			○ (1種)	○	無	×		0.009	0.007 ～0.010	10/10	有	○	有	有	—		
10	木崎湖 (流出部)		ハ			○ (1種)	○	無	×		0.008	0.007 ～0.013	9/10	有	○	有	有	—		
11	諏訪湖 湖心	IV 0.05mg/L	ハ			○ (1種)		無	×		0.035	0.031 ～0.055	8/10	有	○	有	有	—		
	初島西				0.041					0.040 ～0.062	5/10									
	塚間川沖 200m				0.037					0.034 ～0.060	9/10									
12	白樺湖	/	/			○ (2種)	○	(無)			0.019	0.017 ～0.033			○	有	有	有		
13	蓼科湖							○	(無)			0.029	0.029 ～0.044			×	無	有	無	
14	野尻湖 湖心	I 0.005mg/L	ハ	○	○ (1級)	○ (1種)	○	有 ※2	—		0.005	0.005 ～0.009	8/10	有	○	有	有	—		
	弁天島西											0.005	0.004 ～0.008						7/10	

※1 水域利用状況（水産）について：類型指定当時の漁業権設定等から最上位の水産区分を記載。

※2 平成17年に水道水源としての取水を廃止。1級から非該当に変更。

T-N

No.	湖沼名	類型	達成期間	水域利用状況 (類型指定時)					類型見直し 必要性		T-N 年平均值 (mg/L)			達成期間見直し 必要性	類型指定要件		新規指定 検討の 必要性
				自然環境 保全	水道用水	水産 ※2	工業用水	農業用水	利用状況 の変更	上位 類型の 達成	現状 (R3)	最小 ～最大 (H24 ～R3)	環境 基準 達成 状況 (H24 ～R3)		T-P 0.02 mg/L 以上 直近 10年 平均	N/P比 20以下 直近 10年 回数	
1	猪名湖 (松原湖)					○ (2種)		○	(無)		0.51	0.39 ～0.64		×	0/10	無	
2	女神湖							○	(無)		0.23	0.20 ～0.30		×	1/10	無	
3	大座法師池							○	(無)		0.25	0.21 ～0.27		×	1/10	無	
4	丸池								(無)		0.21	0.13 ～0.23		○	10/10	有	
5	琵琶池							○	(無)		0.23	0.14 ～0.38		○	9/10	有	
6	みどり湖							○	(無)		1.06	1.0 ～1.5		○	0/10	無	
7	美鈴湖							○	(無)		0.32	0.25 ～0.46		×	0/10	無	
8	青木湖	(I) (0.1mg/L) ※1	ハ			○ (1種)		○	(無)		0.18	0.15 ～0.22	(0/10)	×	0/10	無	
9	中綱湖	(II) (0.2mg/L) ※1				○ (1種)		○	(無)		0.23	0.18 ～0.25	(3/10)	×	0/10	無	
10	木崎湖 (流出部)	※1				○ (1種)		○	(無)		0.17	0.15 ～0.24	(8/10)	×	0/10	無	
11	諏訪湖 湖心	IV 0.6mg/L				○ (1種)		無	×		0.59	0.59 ～0.88	2/10	有	○	(10/10)	—
	初島西									0.62	0.61 ～0.94	0/10	○		(10/10)		
	塚間川沖 200m									0.62	0.57 ～0.84	1/10	○		(10/10)		
12	白樺湖					○ (2種)		○	(無)		0.22	0.20 ～0.41		○	9/10	有	
13	蓼科湖							○	(無)		0.18	0.17 ～0.32		○	10/10	無	
14	野尻湖 湖心	(I) (0.1mg/L) ※1		○	○ (1級)	○ (1種)		○	(有) ※3		0.12	0.11 ～0.15	(0/10)	×	0/10	無	
	弁天島西										0.11	0.10 ～0.13	(2/10)	×	0/10		

※1 青木湖、中綱湖、木崎湖、野尻湖は、「全窒素については、当分の間適用しない。」としている。

※2 水域利用状況（水産）について：類型指定当時の漁業権設定等から最上位の水産区分を記載。

※3 平成17年に水道水源としての取水を廃止。1級から非該当に変更。